

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

経営者の使命。(2019.5の記事改定再掲)

● 天命を生きる

大学（法学部）に入学して最初の憲法の講義のときに「日本には人権の無い人がいます。誰だか分かりますか？」と問われ、「そんなことあるのかな？」と驚いたのを良く覚えています。答えは「天皇陛下」でした。

天皇陛下には職業選択の自由も、結婚の自由もありません。勝手に旅行に行く自由も、勝手に休日をとる自由も、好きなものを好きなだけ買ったり食べたりする自由もありません。もちろん政治的にも何の権力もありません。すべてのことを「自分で決めることができない」のです。そして、生まれながらにして「国民の象徴」という天命（天から与えられた使命）を生きなければなりません... 信じられませんでした。

ただ、最近話題のお二人は... 国民と責務を放棄して結婚して米国に住むとか。皇室を離れても陰ながら国と国民のために尽くすという自覚がない皇女と、一般人とは違い基本的人権がないという自覚のない皇女を論じて身を引くことすらできない男気のないダメ男？それが本物の愛なのか?... 不敬で国民の身勝手な発言を承知で言いますが、どこの国民がそんな人たちを国民の象徴として敬うのでしょうか？

● 自由か？お気楽か？

私の人生の最優先のコンセプトは「自由に生きる」ことです。

そのためには「リスク」と「責任」をできる限り積極的に選択することを自分の生き方として決めていきます。リスクや責任を避けることが自由だと勘違いしている人たちも多いようですが、人の世ではリスクや責任を取る人が決定権を持ちリスクや責任を取らない人は決定権を持つ人の決めた範囲の中での狭い選択権しか与えられません。つまり、リスクと責任を避けてお気楽だけど不自由に生きるのか？リスクと責任を積極的に選択して自由に生きる覚悟をするのか？その二つの選択肢があるのだと思います。

リスクと責任を選択することは大変です。でも、自分で選択しないのに生まれながらにして大きな責任を与えられている天皇陛下に比べれば自分の生き方を選択できる私たちがいかに自由なのかが分かります。

そして、私たちも、自分が気づいていないだけで、それぞれにきつと人として「天から与えられた使命」があるのだと思います。

● 経営者の使命

ましてや、経営者である私たちにとって経営とは「自社のミッション（使命）の追及」であり、経営を通して天から与えられた使命を果たすことが「社会の公器」と言われる本当の意味なのだと思います。

しかし、それに気づき、その使命に生きようとする経営者はごく少数に限られています。経営ではなく商売... 単なる飯のタネでしかない場合がほとんどです。

そう思うと、国民のために生きる天皇・皇后両陛下の「人としての生き様」にそれだけで感動します。

私は右翼でも天皇制擁護派でもありませんが、こんな人たちがいらっしやることを思うと感動と感謝で一杯になります。まさに国民統合の象徴であり、国民の心のよりどころであり、ある意味で人の生き方としての手本なんだと思います。

遅ればせながら、コロナ禍に翻弄されるこんな時代だからこそ、私も自分が天から与えられているであろう「使命」について今一度深く考えて、自社のミッションを通して自分の人生の使命を全うすべく自分の生き方を見直したいと思います。そして、元気に明るく胸を張って...。感謝。

◆ふるさと納税制度について

ふるさと納税とは生まれた故郷や、応援したい自治体に寄付ができる制度で、寄付をすることで地域に貢献することができます。また手続きをすることで寄付金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除を受けることができます。

●必要な手続き

手続き方法は2つあります。ご自身にあった税金控除の申請手続きをしましょう。

	確定申告	ワンストップ特例
寄付先の数	寄付する先の自治体に限りがない 6自治体を超える寄付先を選べる	寄付先が5自治体までの制限有。 ※同自治体に寄付した場合は 1自治体として計算する。
申請方法	税務署に寄付金受領書とともに 確定申告書類を提出	寄付の都度、各々の自治体に 申請書と本人証明書類を提出
税金控除	所得税からの還付 住民税からの控除	住民税から全額控除（減額）
申請期限	確定申告期限 ⇒寄付した翌年の3月15日まで	申請書の提出期限 ⇒寄付した翌年の1月10日まで

※確定申告とワンストップ特例の併用はできないため、普段から確定申告をされる方は寄付金受領書の提出を忘れずに申請してください。また、寄付先が5自治体までで確定申告が不要であればワンストップ特例の申請をお勧めします。ワンストップ特例を申請した後に確定申告をした場合は確定申告の内容が優先されるためご注意ください。

●控除限度額

上記で税金控除の手続きの説明をさせていただきましたが、税額計算上、控除を受けることができる金額には各人で限度額があります。ふるさと納税で控除される金額は年収や家族構成によって金額が異なります。控除限度額を超えて寄付をすることはできますが、控除を受けることができないため自己負担となります。近年、返礼品は受け取ることができることで人気のあるふるさと納税ですが、控除限度額等も考慮して無理のない範囲で行ってください。また、ご自身の控除限度額はふるさと納税サイト（ふるさとチョイス、さとふる、ふるなび…etc）の「控除限度額の計算」から年収、家族構成の情報を入力することで目安金額を算出することができますので、ふるさと納税を検討されている方は一度、計算してみたいはいかがでしょうか。

●手続きの流れ

最後に手続きの流れをまとめると

- ① 控除限度額を確認するなど、どれくらいの寄付を行うか検討する
- ② 寄付をしたい自治体を決めて寄付を申し込む
- ③ 返礼品と寄付金受領証明書が届く
- ④ 寄付金控除の申請をする（確定申告 or ワンストップ特例）

なお、返礼品を受け取った場合には一時所得として申告の対象となり、金額によっては申告の必要があります。控除額が知りたい！あるいは自分が受け取った返礼品は申告が必要かどうかなどの不明点等あれば担当者までご連絡ください。

★ 悩めるコロナ感染拡大の影響第2弾！

今月は新型コロナ感染拡大における経済への影響に関してレポートをお送りいたします。

先月レポートをお送りいたしました不動産についてレポート第2弾をお送りいたします。コロナ禍において中古マンションの売り出し価格の高騰が続いています。

● 中古マンション高騰続く

東京カンテイ（東京・品川）がまとめた7月の中古マンション平均売り出し希望価格（70平方メートル換算）は、首都圏で4,218万円と6月比で104万円（2.5%）上昇しました。

値上がりは3か月連続です。5月以降過去最高の更新が続いており、都心部に比べ、割安感のある地域の上昇が目立っています。

また、東京23区は51万円（0.8%）高い6,380万円で、13か月連続で上昇しました。城南・城西6区（品川・目黒・太田・世田谷・中野・杉並）が108万円（1.8%）高い6,126万円と物件価格の上昇をけん引しました。江東区や豊島区などの城北・城東11区も1.6%上昇しました。

● マンション購入時の諸費用

マンション購入に際して、新築であれ中古であれ、諸費用が発生します。

例えば不動産仲介業者に支払う手数料です。通常は「物件価格×3%+6万円」が上限になり、これに消費税が加わります。

また、中古・新築を問わず土地には消費税がかかりませんが、建物部分には消費税10%が課税されます。この他、登記にかかる登録免許税等もありますので、購入時に合わせてご確認ください。

● 中古マンション購入時に特に注意すべきこと

中古物件購入時の所得税の住宅ローン減税は、適用できる不動産に築年数の制限がありますので注意が必要です。具体的には築25年（非耐火構造は20年）以下である必要があります。

また、家屋に適用する固定資産税の軽減措置では、マンションなら築5年まで税額が2分の1に下がるのに対し、築6年以上は軽減措置対象外になります。仮に築3年の物件を購入した場合は2年分の軽減措置がありますが、6年目からは適用されません。

中古マンション購入の際には修繕積立金に関しても注意を払う必要があります。分譲マンションは10～15年程度の周期で大規模な修繕工事をするのが一般的です。1回目の大規模修繕で外壁補修や鉄部塗装、屋上等の防水などを行います。築30年を超える2,3回目以降は給排水管やエレベーターの交換などをしたりすることが多いのですが、十分な修繕がなされず、建物や設備の劣化が進むと資産価値が下落しかねません。このため、管理費とは別に大規模修繕工事に備えて毎月一定額を徴収して積み立てる仕組みが修繕積立金ですが、長期修繕計画がないマンションも存在しています。長期修繕計画がないようなマンションではその場しのぎの工事が行われたり、適切な修繕積立金が徴収されていなかったために、急遽一時金を請求されたりする可能性があります。長期修繕計画があるかどうか、適切な積み立てがされているか、定期的に修繕計画が見直され運用されているかなど確認をした上で購入を決める必要があります。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

新築物件の供給不足で中古マンションの価格は首都圏のみならず近畿圏、中部圏でも上昇が続いています。首都圏では「築5年以内」が新築を上回る物件も出てきています。コロナ禍でステイホームが続く中で住宅購入を検討される方は収入の見通しなども十分にご注意下さい。

今月の yoko-so



TEAM
yoko-so

変わらないは、つまらない。



TrueOffice本格始動!

データの漏洩防止
データの消失防止
データの一元管理

ハイブリッド型シンクライアントを導入しました。いつでもどこでもパソコンを安全かつ快適に利用できる環境を実現し、個人と組織全体の生産性を最適化できます。

データの漏洩・消失を防止し、分散による管理コストを削減し、今までの利便性を損なうことなく利用できます。

**いつでも!
どこでも!!
安心して使える!!!**



初の試み! インターン学生受け入れ 1週間の業務体験

事務所では初の試みとして、インターン学生を受け入れました。期間中は日々の月次作業やお客様対応、財務分析研修や図書研修、申告書の製本や月に一度の全体でのミーティングに参加と、TEAMyoko-soの1か月を1週間に凝縮して体験してもらいました。大学で学んでいる簿記が実務でどのように使われ、財務諸表ができるのか、を現場で体感できた貴重な時間になったかと思います。

だんだんと秋を感じる季節となってきましたね。

先月までの溶けるような暑さも、オリンピックと一緒に去っていったように感じます。

暑さは去っていきましたが、TEAMyoko-soでは、新たな仲間が増え、コロナに負けないくらい盛り上がっています。これからの繁忙期もコロナを吹き飛ばす勢いで突っ走っていきます。

次号予告

次月はTEAMyoko-soの新しい仲間をご紹介できたらと思います。

未来のTEAMyoko-soを創っていく、無限の可能性にあふれる元気な姿を、私たちも楽しみに待っています。採用においても「ミッション」「ビジョン」「バリュー」の存在が、他社との差別化においても重要な要素だと感じる日々です。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

中間管理職と真のリーダーとの微妙な半歩の違いは プレッシャーの下で優雅さを保てるかどうかだろう

(ジョン・F・ケネディ)

頼りになる管理職に求められる資質の一つは「やせガマンができること」。ピンチにオロオロせず優雅に笑って戦えるか（心の中でどんなに冷や汗を掻いても）です。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言…（v o l . 1 6 1）

★ 先日、7月2日に発生した熱海伊豆山地区の土石流災害の現場付近に仕事で行って参りました。災害発生から2か月が経過しましたが、災害現場では未だ大量の土砂が残っておりヘリコプターで重機や資材を運び大量の土砂をダンプとヘリコプターで運び出していました。大量の土砂が流れ込んだ伊豆山港は現在もどす黒く濁っていました。改めて自然災害の恐ろしさを見てきました。9月14日現在1名の方がいまだ行方不明です。早い発見と災害復旧を心から祈ります。 (NISHIO)

★ 10月初旬から再び京都にて学ぶ機会を頂きました！しかし今回は受講生ではなく、教える側（アシスタントですが…）の立場での参加となり、改めて管理会計の復習をしなくてはいけない状況に自らを追い込んでいます（笑）。そこで思うのは、自分の能力以上の人達と関わらない限り、成長することはできないこと！正直、野村総研のコンサルや大学教授の先生達とのコンタクトは心折れることばかりです…。しかし、現状の枠（檻）を飛び越えない限り、未来はない。50歳手前でも成長を楽しまないとですね～。(TOCHIKURA)

★ インド旅行時からおつきあいの続いているガイドに、所要で送金が必要になり、教えて頂いたのがT r a n s f e r W i s e。海外送金を安い手数料で行うことができるシステムで聞いたことはあったのですが、実際に利用するのは初めてです。アカウント作成から始めましたが、半日くらいで送金が完了していました。しかも私の手数料は1000円足らず！スピードと安さにびっくりです。自分の生活では日常的に必要なものではありませんが、情報にはアンテナを張る必要性を強く感じた出来事でした。(YAMAMOTO)

★ 先月父母が介護付老人ホームに入居したことをご報告しましたが、入居二週間で父が天寿を全うして亡くなりました。共に91歳になり痴呆の始まった母の面倒を看ながら二人暮らしをしていましたが、長年患っていた肺癌が急激に進行し6月中旬には買い物に出るのが辛いとの話があり私が買物代行をすることになり、7月に入ると家事も辛くなり家内が三食の面倒を看ることになり、急遽介護付老人ホームを探して二人揃って入居をさせました。本人の「延命措置は一切必要ない、ただし苦しい痛だけは取り除いて欲しい」と頼まれていましたが26日の朝本人から「苦しくなってきたのもうお仕舞にしたい」と電話があり、その夜眠るように亡くなりました。亡くなった一報を聞いた時には「あっぱれオヤジ！」と唸りました。子供



の頃からの教育は「自立」。子供たちも大学を出たら家を出て自立させ。その代わりに自分たちも子供に頼らず自立して生きると決め、言葉の通り91歳まで夫婦二人で自立して生き抜きました。厳しく生真面目であるべき論を説く昭和一桁男でしたが、最後の最後まで言葉通り自立(自律)の人生を生き抜きました。感謝。(IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント / 株式会社横浜総合フィナンシャル / 株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “戦略の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2021年10月14日(木)・20(水) / 10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：2社限定 料金一社 55,000円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “未来創造塾” 全6回経営者セミナー <※※※年間会員募集中※※※>

第126回「2022年の業界動向&トレンド」

講師：株式会社日本M&Aセンター

コンサルタント戦略営業部 部長 上夷 聡史

日時：2021年11月18日(木) / 16時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5,000円(未来創造塾年会員の方及びお連れ様1名は無料)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります